

第 2 回 板橋区議会報告会 報告書



実施日 平成 27 年 12 月 21 日 (月)
18 : 30 ~ 20 : 30 (開場 18 : 00)
実施会場 グリーンホール 1 階ホール

板橋区議会

1. 検討の経過

第2回議会報告会実行委員の選出 6月16日（議会運営委員会）

実行委員会 第1回 7月22日
第2回 8月31日
第3回 9月18日
第4回 10月 1日
第5回 10月27日
第6回 12月11日
第7回 1月21日

全体会 11月17日

2. 開催趣旨

議会活動の状況を地域に出向いて区民に直接報告・説明し、区政に関する情報の提供に努めるとともに、区民の貴重な意見を聴取する機会と捉え、議会における政策立案及び政策提言等の充実を図ることを目的として、議会報告会を開催します。

3. 参加人数

150名（区議会議員含む）

4. 当日配付資料

- ①運営次第
- ②区議会だより（No.174 平成27年11月29日付）
- ③広報いたばし（No.2229 平成27年11月21日付 決算特集号）
- ④わたしたちの区議会
- ⑤議会報告会にご参加のみなさまへ（お願い）
- ⑥アンケート用紙

5. 内容

進行：山田貴之（議会報告会実行委員長）

（1）開催にあたって（主旨の説明要旨）【山田貴之議会報告会実行委員長】

年末のご多忙のところありがとうございます。本日の議会報告会は、昨年制定された板橋区議会基本条例に基づいて行われるものです。議会基本条例第12条には「議会は、区民に議会活動の状況を直接に報告し、及び説明し、並びに区政に関する情報を提供するとともに、区民の意見及び要望を聴取することにより議会による政策立案及び政策提言の充実を図るため」とあり、この目的を達成するために開かれるものです。

「わたしたちの区議会」をもとに説明します。

地方公共団体としての板橋区には、区におけるさまざまな問題を区民が自らの手によって責任を持って処理するため、その意思を決めるための機関として「区議会」（議決機関）と、議決に基づいて事業を進める機関として「区長」（執行機関）があります。区議会議員と区長は、区民による選挙によって選ばれています。そして相互に協力し合い、区民の代表としての意見と事業執行における課題を協議し、最善の方法で区政が進められるように努力しています。「区議会」と「区長」はそれぞれ独立した機関ですが、その立場は同等のものとして取り扱われます。「区議会」と「区長」は、車の両輪に例えられることが多く、いずれか一方が欠けてもならず、相互に協力しなければ良い結果は得られません。そして、それぞれの権限や立場は明確に区分されていることから、相互の権能についてのチェック機能が活かされ、バランスの良い調和のとれた区政が進められることとなります。

次に、議会の役割についてです。

区議会は区政の重要事項を決定する機関です。常に区民要望を聞き入れ区政に反映させるべく努力していますが、区民のみなさますべてと個別にお話しすることはとても困難です。そこで、区民のみなさまの代表を選んでいただき、代表がみなさまの意見を集約するようにしています。みなさまの代表は、選挙によって選ばれた「議員」であり、その「議員」が活動し、区的意思を決定する機関が「議会」です。

なお、板橋区議会には条例で定められた46名の議員がおります。

区議会の意思は、本会議で決定されます。しかし、膨大な量の案件をすべて本会議において審議して決定することは効率がよくありません。このため専門的立場から調査・研究、検討を行う機関として委員会を設け、審査等を付託しています。各委員会では、付託された案件を審査し、審査結果について本会議に報告します。最終的な決定は本会議において行われます。「わたしたちの区議会」15ページを参照してください。

今日は、決算調査特別委員会、他6つの常任委員会の各委員長が報告します。内容は平成27年第3回区議会定例会、9月16日から10月27日まで42日間開催された

内容を報告します。

その後、みなさまからご意見ご要望を伺います。その際は、注意事項を守って発言をお願いします。議員個人の意見を述べる場ではありませんのでご了承願います。

(2) 開会のあいさつ (要旨) 【杉田ひろし議長】

本日は年末のお忙しい中、多数ご来場いただきありがとうございます。昨年5月19日に23区で初めての議会報告会を開催しました。議会の活動状況を区民のみなさまに直接ご報告すると同時に、区民のみなさまのご意見をお聞きし政策立案に生かしていくという趣旨です。本日は決算調査の流れ、各常任委員会の内容を委員長から報告します。区民のみなさまから活発なご意見をお願いいたします。また、災害時の議会や議員の行動方針を検討しています。「板橋区議会災害対策会議設置要綱案」の素案ができました。区民のみなさまからご意見をいただくということで、1月1日付の区議会だよりでお知らせし、ホームページにも掲載し、1月29日までに区民意見を求めています。是非ご覧下さい。ご来場に重ねて御礼申し上げます。

(3) 平成26年度決算調査内容の報告 【かなざき文子決算調査特別委員会委員長】

平成26年度板橋区決算の調査状況について、決算調査特別委員長が報告を行いました。報告項目は以下の通りです。なお、当日の口頭報告の全文を、別紙1で掲載しました。

- (1) 決算調査特別委員会の構成と調査内容について
- (2) 板橋区一般会計歳入歳出決算状況について
- (3) 板橋区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算状況について
- (4) 板橋区介護保険事業特別会計歳入歳出決算状況について
- (5) 板橋区後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算状況について
- (6) 決算調査特別委員会総括質問の概要について
- (7) 板橋区一般会計および3特別会計の議決結果と各会派の意見内容について

(4) 第3回定例会での各常任委員会の報告

各委員会における所管事務の内容、平成27年第3回定例会における報告や議案、陳情等について、各常任委員会の委員長が報告を行いました。報告内容要旨は以下のとおりです。なお、当日の口頭報告の全文を、別紙1で掲載しました。

●議会運営委員会【大野はるひこ委員長】

- (1) 所管事務について

- (2) 諮問事項の内容について
- (3) 陳情の審査について
- ① 陳情第 12 号「陳情等の区議会HP 上での公開および継続審査中の陳情等の名称の区議会だよりへの記載を求める陳情」 【継続審査】
- ② 陳情第 33 号「板橋区議会定例会開催日時・場所に関する陳情」【第 3 回定例会で不採択】
- ③ 陳情第 34 号「板橋区議会議員の費用弁償（一律 3,000 円）の廃止を求める陳情」 【継続審査】
- ④ 陳情第 35 号「板橋区議会議員の政務活動費の収支報告書に加え、[会計帳簿] および [領収書その他の証拠書類] を板橋区のホームページで公開することを求める陳情」 【継続審査】
- ⑤ 陳情第 36 号「[区民との意見交換会] の開催を求める陳情」【継続審査】

●企画総務委員会【田中やすのり委員長】

- (1) 所管事務について
- (2) 議案第 77 号「平成 27 年度東京都板橋区一般会計補正予算（第 3 号）」の内容・議決結果について
- (3) 議案第 87 号「板橋区立しらさぎ児童館および母子生活支援施設改築工事請負契約」の内容・議決結果について
- (4) 陳情第 16 号「板橋区男女平等推進センターに関する陳情」の内容・議決結果について
- (5) 陳情第 17 号「男女平等社会推進を保障する諸施設・機能の充実にに関する陳情」第 1 項政策推進の件、第 2 項諸施設・機能充実の件、第 3 項保育室付会議室存続の件、第 4 項保育室付会議室複数設置の件の内容・議決結果について

●区民環境委員会【高橋正憲委員長】

- (1) 所管事務について
- (2) 報告事項 8 件の概要について
- (3) 議案第 79 号「東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例」および議案第 80 号「東京都板橋区印鑑条例の一部を改正する条例」の内容・議決結果について
- (4) 陳情第 7 号「特別小口保険の[部分保証化]をやめ、100%保証の恒久化の意見書を政府に提出することを求める陳情」の内容・議決結果について
- (5) 陳情第 18 号「地域センター集会室・区民集会所申込方法に関する陳情」他、関連する陳情 5 件の内容・議決結果について

- (6) 陳情第 24 号「脱原発を求める意見書の提出を求める陳情」他、同様の陳情 2 件の内容・議決結果について

●健康福祉委員会【田中しゅんすけ委員長】

- (1) 所管事務について
- (2) 議案第 84 号「東京都板橋区立特別養護老人ホームの指定管理者の指定について」の内容・議決結果について
- (3) 陳情第 28 号「難病患者にも都営交通無料乗車券の発行を求める意見書提出に関する陳情」の内容・議決結果について
- (4) 陳情第 27 号「常盤台地域におけるレース鳩小屋の移動および撤去等を求める陳情」の内容・議決結果について

●都市建設委員会【大田ひろし委員長】

- (1) 所管事務について
- (2) 報告事項 1「エイトライナー促進協議会の実施結果について」の内容と質疑状況について
- (3) 報告事項 2「板橋区老朽建築物等対策計画の策定について」の内容と質疑状況について
- (4) 報告事項 3「都市建設委員会関係補正予算概要について」の内容と質疑状況について

●文教児童委員会【かいべとも子委員長】

- (1) 所管事務について
- (2) 報告事項 5 件の概要について
- (3) 議案第 81 号「東京都板橋区立保育所条例の一部を改正する条例」の内容・議決結果について
- (4) 議案第 82 号「東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の内容・議決結果について
- (5) 議案第 83 号「東京都板橋区立学校施設開放条例」の内容・議決結果について
- (6) 議案第 85 号「東京都板橋区立児童館条例の一部を改正する条例」の内容・議決結果について
- (7) 議案第 86 号「東京都板橋区あいキッズ条例の一部を改正する条例」の内容・議決結果について
- (8) 陳情第 29 号「公共施設等の整備に関するマスタープランに基づく個別整備計画についての陳情(大原児童館の件)」及び陳情第 30 号「中丸児童遊

園内集会所、幸町集会所、みなみ児童館の廃止計画等についての陳情「みなみ児童館の件」の内容・議決結果について

- (9) 陳情第 31 号「板橋第九小学校にかかわる過少規模化への対応に関する陳情」及び陳情第 32 号「公共施設等の整備に関するマスタープランに基づく個別整備計画についての陳情「中央図書館の件」の内容・議決結果について

(5) 質疑応答、ご意見・ご要望など

各報告の終了後、おおむね 30 分程度行いました。なお、質疑応答、意見の概要については、以下のとおりです。

- Q (常盤台在住) 決算の報告で、48 億円残り、基金が 416 億円になったとのことだが、財源があるのに、なぜ区立の施設の統廃合をするのか疑問だ。ときわ台集会所を廃止するというが町会の会議でも使っている。議会ではどういう議論をしているのか。

国民健康保険について、住民税方式ならば低く抑えられるのに、扶養や障害者の控除をなくして、高くなった。払えないという声が上がっている。介護保険料も、お金が余っているのなら下げてほしい。よく議論してほしい。区民負担が重くならないよう議会から取り組んでほしい。

A (企画総務委員長)

基金については、半分は、今後の公共施設や学校などの整備のために特定して貯めていくもの。自由に使えるお金は 200 億円弱あるが、今後単年度で 200 億円以上かかる年も出てくるので、せめて、180 から 200 億円は貯めておく必要があるという考えもある。基金をはき出して使うべきだという意見もある。

(区民環境委員長)

集会所は 500m メッシュ、交通網も 500m メッシュという区としての考え方があり。そのもとで廃止計画が出されている。しかし、総論は賛成でも各論はだめということもある。マスタープランは 10 年をひとくりに 40 年を見通すプラン。バブルの時に住民要望で作ったが、公園の中に作った施設は公園法で決められた 2% 以内という基準を超えるものもあり、違法なところは廃止という考え方が示されている。

(実行委員長)

国民健康保険料、介護保険料の問題は、意見として受け止める。

Q (栄町在住) 少年野球チームのコーチや審判をやっている。板橋第九小学校の統廃合問題で、区議会に陳情した。第一小学校に統合することを教育委員会が9日に了承したと聞いた。議会は中間報告のままである。この時間に三校協議会をやっている。みなさんがいろいろ訴えている。もう少し様子を見た方がいいという意見もある。来年の希望者が増える見通しがある。小規模校のいいところも認めてほしい。野球チームにも4人転入してきていて、いじめ問題の駆け込み寺的な存在でもある。議会の審議も傍聴した。将来の人口推計が出されたが3校の地域は増える。運動場の基準も満たしていない。議会に資料がでるが3校協議会に出ていない。慎重審議をという声を議会から上げてほしい。

A (実行委員長) 意見として受け止める。

Q (蓮根在住) マスコミの評価でも板橋区議会は最も進んでいるとのことだ。女性区議は出産休暇はあるのか。男性は育児休暇はあるのか。文京区長は率先して育児休暇を取ったが、若い区議や女性の政界進出のバリアを取り除くためにも真剣に取り組んでほしい。

A (実行委員長) 後日回答する。

【回答】地方公務員法では、地方議員は「非常勤特別職」という扱いになっています。国会議員も地方議員も労働基準法適用外です。労働基準法で規定されている産休（原則、産前6週、産後8週）や、育休制度はありませんが、議会の欠席の理由に「出産のため」という理由が認められています。実際に出産のための休暇を取得した議員もいます。また、板橋区議会は議会基本条例において、議会活動を長期間休止する場合に議員報酬等を減額することができると規定されています（板橋区議会基本条例第27条4項）。

Q (常盤台4丁目在住) 12月21日という議会報告会の設定はいかがなものか。区民との対話を最優先に考えてほしい。議会基本条例11条に、陳情者に説明機会を作ることができるというので、議員と区民との意見交換会を求める陳情をし、自ら意見を述べる機会を求めたが、却下された。委員全員一致で承認しないとだめという内規を作ったとの説明だった。内規を作ったにすぎるとするのは失礼な話だ。文面では説明を尽くせないものもたくさんあり説明をしたかった。陳情者が希望した場合は受け入れるというふうに変えてほしい。内規は廃止してほしい。

A (議会運営委員長) 貴重なご意見として受け止める。委員会で各委員から意見を

聞きたいという要望があった場合に、来てもらうことになっている。条例制定をしたばかりなので、随時見直しも含め議論していく。

(実行委員長) 開催時期は、第3回議会報告会については、5月にこの会場で行うことになっている。

Q (板橋4丁目在住) 決算の説明は議会だよりを見ながらなので聞きやすかったが、他の委員会の報告も紙に書いたものがほしい。国民健康保険の会計が黒字とのことだが、なぜ毎年保険料が上がるのか。引き下げの努力を区としてやっているのか。引き下げを切望する。

A (実行委員長) 委員会報告も説明資料をとという意見については、次回に申し送る。
(健康福祉委員長) 国民健康保険会計については、今後の医療制度を維持して行くという問題もある。負担の最高限度額の問題もある。ご意見として受け止め議論していく。

Q (大谷口北町在住) 昨年2月に陳情書を出した。事務方に持っていったが、受け付けてもらえなかった。内容、形式的な問題でその場で戻されてしまった。区民が書いてきたものは読んで、受け付けるべきだ。

A (実行委員長) 持ち帰って検討し、回答する。

【回答】 請願・陳情については、事務局において形式的要件（氏名、住所、必要箇所に押印、件名、要旨、理由等の記入）が備えてあれば、受付しています。但し、受付後、議会運営委員会において議会の審議になじまないため付託除外と決定される場合があります。

Q (前野町在住) 2回目も続けて開催してよかったと思うが、持ち帰るというものが多い。どうしてこうなっているかの理由を説明しなければ意味がない。議員に1日3000円の交通費が出ている。議長は特別に車も来るのにもらうのはおかしい。むだ遣いだ。理由を説明せよ。

A (実行委員長) 意見として受け止める。

Q なぜ、そうなっているのかを聞いている。

A (副実行委員長) 地方自治法で認められているが、議会改革の中で議論している。議会報告会は議員の個人の意見を言える場ではないので委員会で話し合っていく。議会では継続審議になっている。

【回答】議員の費用弁償は、地方自治法の「職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」（203条2項）という規定に基づいて支給されています。板橋区議会では、地方自治法の趣旨に基づいて「板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」7条3項で、本会議、常任委員会及び特別委員会に出席したとき等の準備、連絡調整及び移動等に係る経費を含め、1日につき3000円の費用弁償として支給しています。議員の費用弁償については、「いかなる事由を費用弁償の支給事由として定めるか、また、標準的な実費である一定額をいくらとするかは、(省略)当該地方公共団体の議会の裁量判断にゆだねられていると解するのが相当」（最高裁判所第二小法廷H2年12月21日）との判例があり、当区においては他区の状況も勘案し、昨年4000円から3000円に引き下げたところです。現在、議員の費用弁償に係る陳情が継続審査中です。

また議長が公用車を利用することに関する規定は特に設けられていませんが、議長には、区議会の会議のほか、議長の公務として出席する会議、行事等が年間相当数あります。議長の効率的な公務執行と移動時の安全確保のために、自宅及び会議等の開催会場への送迎には公用車を利用しています。

- Q (仲宿在住) 5つの常任委員会が毎年7月中旬に視察をしているが、どのように決めているのか。政策に反映されているのか。視察先をどのように選択しているのか。
- A (実行委員長) それぞれの委員会の政策的な課題となっている問題について、先進事例を視察している。委員長、副委員長で協議して決める。時期は議会日程の関係で7月頃になっている。

(6) 閉会のあいさつ(要旨) 【小林公彦副議長】

今年は選挙がありまして、この時期になりました。議会報告会は、全会派一致して続けていこうということになっており、次回については、来年5月としております。費用弁償の問題など、私も民間におりましたので疑問に思っておるところです。いずれにしても、継続は力なりと申しまして、続けていくということが全会派一致の思いです。今日はお忙しい中ありがとうございました。

6. アンケート結果

当日、参加者のみなさんからアンケートを寄せていただきました。アンケート集計表は、別紙2のとおりです。

アンケートで寄せられた質問

Q 18万円から13万円と減額する政務活動費は継続審査と受け止めてよいか。

政務活動費の交通費では、電車代、ガソリン代は義務づける自治体が大半。ただし新幹線代、航空機代は義務づけるところなし。行政視察で飲食費の領収書を添付するところとないところあり。板橋区では、交通費、行政視察の費用における領収書は、どのような線引きがなされているか。昨年大問題になった不透明な政務活動費の使途を巡り、区議会ではどのような取り組みがなされているのか。

A

【回答】政務活動費交付額の減額に関する陳情は、提出されていないと認識しています。

政務活動費として計上する経費は、必ず領収書の添付を必要とします。その為、ガソリン代や新幹線代・航空機代であっても、領収書の添付は必須になります。ただし、電車賃・バス代等の領収書を徴することが困難なものについては、出金伝票を作成・添付すればよい事になっています。

政務活動費を使用して行政視察を行う場合は、視察地での食事代は政務活動費として計上できません。その為、現地での飲食費は議員個人の負担になります。議員個人で負担する費用については、領収書は必要としませんが、交通費や宿泊費等、政務活動費として計上するものは、領収書の添付が必要となります。

政務活動費の使途については、毎年監査委員による監査を受けて、適正に処理されているかどうか確認してもらっています。

なお、平成26年度より、政務活動費収支報告書を区議会ホームページ上で公開を始め、透明性の確保に努めています。

決算調査特別委員会報告

委員長 かなざき文子

それでは私の方から、平成26年度決算調査特別委員会の報告をさせていただきます。

10月6日、決算説明会が開かれ、執行機関、板橋区が作成した決算書をもとに説明を受けました。その後、10月13日の本会議で議員全員をもって決算調査特別委員会の設置を行い、本会議終了後、決算調査特別委員会を開き、委員長、副委員長の互選を行いました。

さらに、その委員会で、決算審査の運営にあたるための理事委員を選出し、理事会を設置しました。

また、決算調査特別委員会に付託された26年度の決算に係る案件について、各常任委員会と同じ構成員で構成される各分科会に付託されました。

10月14日と15日は、各分科会での調査を行いました。

14日は企画総務・区民環境・健康福祉の3分科会が開かれ、企画総務と区民環境は所管の一般会計決算を、また健康福祉分科会では所管の一般会計決算、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の各特別会計決算をそれぞれ調査いたしました。

15日は都市建設、文教児童の2分科会が開かれ、所管の一般会計決算をそれぞれ調査いたしました。

それでは、平成26年度の板橋区一般会計、3特別会計決算について簡単に内容についてご報告します。

平成26年度の板橋区の各決算状況は、まず歳入は1998億6800万円、歳出は1949億7900万円で、前年度と比較し、歳入が160億9400万円、8.8%の増、歳出が164億9800万円、9.2%の増でした。歳入歳出差引額は48億8900万円で、前年度と比較して4億500万円の減でした。26年度は特別区交付金の増収など、歳入面での顕著な改善がみられていました。このことにより財政調整基金へ53億6200万円の積み立てをすることが可能になりました。

企業業績の改善と消費税率引き上げに伴い地方消費税交付金は14億8800万円の増収。また特別区税についても個人所得の伸びで8億9400万円の増収となるなど、平成25年度と同様、財政状況の改善がみられました。

次に国民健康保険事業特別会計についてです。

国民健康保険事業特別会計の決算は、歳入が 606 億 300 万円、歳出が 584 億 1400 万円で、前年度と比較して歳入が 2 億 3000 万円、歳出が 1 億円の増でした。21 億 8900 万円の黒字でした。

次に、介護保険事業特別会計についてです。

介護保険事業特別会計の決算は、歳入が 335 億 8500 万円、歳出が 331 億 6800 万円で、前年度と比較すると、歳入が 15 億 6100 万円の増、歳出が 13 億 7500 万円の増となっています。4 億 1700 万円の黒字でした。

次に後期高齢者医療事業特別会計についてです。

後期高齢者医療事業特別会計の決算は、歳入が 102 億 2300 万円、歳出が 101 億 3000 万円で、前年度と比較して歳入が 4 億 800 万円の増、歳出が 3 億 3700 万円の増でした。9300 万円の黒字でした。

次に議員全員で構成されている決算調査特別委員会の総括質問についてです。10 月 21 日から 3 日間にわたり行われました。この総括質問の時間は各会派の人数に 18 分をかけ、その合計時間に 30 分足したのが持ち時間になっています。また議会運営委員会の申し合わせによって一人会派については持ち時間は 20 分となっています。

まず総括質問の 1 日目は自民党の田中やすのり委員、田中しゅんすけ委員、茂野善之委員、公明党の田中いさお委員が行いました。主な内容ですが、水害対策の強化、東上線成増駅の踏切対策、教育施策、休日診療対応の薬局への支援、敬老入浴事業について、JR 板橋駅周辺の整備、公共施設個別整備計画などについて質問が行われました。

2 日目は 1 日目に引き続き、公明党の田中いさお委員、なんば英一委員、松岡しげゆき委員、共産党の竹内愛委員、大田伸一委員が総括質問を行いました。主な内容ですが、自転車駐車場について、板橋区版ネウボラについて、教育子育てについて、東武練馬駅北口の安全対策について、地域猫について、契約に関する諸課題について、雇上げ契約単価の増額について、板橋駅のバリアフリールートの整備、子どもの貧困対策について、特別支援教育について、非常勤職員の処遇改善、マイナンバー相談窓口委託化の安全性についてなど、質問が行われました。

3 日目も 2 日目に引き続き共産党の大田伸一委員、市民クラブの五十嵐やす子委員、松島道昌委員、民主党の佐藤としのぶ委員、無所属の井上温子委員が質問を行いました。主な内容ですが、学校の補修工事、障害者の被災対応策について、子宮頸がん予防ワクチンの問題について、図書館の問題について、健康づくりについて、高島平に中央図書館機能を、職員互助会の基金は適正に、区の交通対策について、区の一般介護予防事業などについて質問が行われました。

3 日間にわたる決算総括質問を終え、引き続き委員会で表決に入りました。

26年度決算、一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、および後期高齢者医療事業特別会計について一括して表決を行いました。

賛成多数にて認定されました。

以上のように、決算調査特別委員会が設置され、委員会での結果が出されるまでの経過についてご報告いたしました。

審査の過程で各委員からは、さまざまな問題の指摘、具体的な提案や要望が出されました。それぞれから出されてきた提案や要望については、今後の区政に活かすよう、板橋区政に要望をしました。

10月27日、本会議最終日に、まず私、決算調査特別委員長の方から調査結果の報告を行いました。その後各会派から一般会計、3特別会計について、決算に対する態度と要旨を述べる討論が行われました。

それぞれの主な意見について省略してご報告いたします。

まず反対をした会派は共産党と無所属でした。

反対した会派の意見では、共産党は「26年度は消費税引き上げで交付金が14億円増加したにもかかわらず、未来創造プランのもと区民生活に係る様々な事業を削り、区民への負担増とサービス低下をもたらした。一方南館建設は当初75億円だった建設費が88億円へと増えて不透明な区政運営だ。基金残高は増え、区民のくらしは火の車。反対」

無所属からは「26年度決算は法人税収増で歳入面が改善された。しかし国民生活には直結せず、格差が拡大、子どもの貧困やひとり親家庭支援では、子どもたちが歩いて通える身近な地域に住民主体の居場所を広げ、学習や食事などの生活のサポートの実施が必要。NPOやボランティアなどとの協働など、地域資源が生かされていない。反対」

次に賛成をした会派は、自民党と公明党と市民クラブと民主党でした。

まず自民党からは「26年度は予算の執行管理の徹底などにより、財調基金からの繰り入れを全額回避し、53億6千万円の積み増しを行い、基金残高目標間近にせまったことは、将来の行政需要に備えるものとして評価する。3特別会計は収入未済の解消に向け、さらなる徴収努力を要望し、決算の認定に賛意を表す。」

公明党からは「26年度の区の財政状況をみると実質単年度収支は黒字となり、さらに経常収支比率は84.9%と改善されているが、依然として財政の硬直化が危惧され、健全な財政運営に向け努力が必要。いっそうの行政改革と安定した財政基盤を構築し、

東京で一番住みたくなるまちの実現を要望する。3特別会計では負担の公平性を損なわないよう徴収体制の強化を求め、26年度決算の認定に賛意を表する。」

市民クラブからは「26年度の区財政は25年度に引き続き増収となったほか、財政調整基金に53億6200万円積み立てるなど、財政状況は改善している。しかし経常収支比率は依然適正水準を超過しており、聖域なき事務事業の見直しに今後も全力を挙げることが求められる。3特別会計は収入未済と不能欠損額の縮減に努めよ。決算の認定に賛意を表する。」

民主党は「26年度決算では順調な税収入の伸びがみられたが、経常収支比率はまだ適正水準を超えている。財政の硬直化を解消するには経常的な一般財源の確保が重要となるため、若い世代を呼び寄せられる区独自の政策が求められる。3特別会計はおおむね適正だった。決算の認定に賛意を表する。」

以上、各会派の討論ののち、表決が行われ、26年度決算は認定されました。

以上で、決算調査特別委員会の報告とさせていただきます。
ご清聴ありがとうございました。

議会運営委員会報告

委員長 大野はるひこ

議会運営委員会とは、地方自治法の規定により、委員会の所管事項は、以下申し述べる事項に限定されています。

- ① 議会の組織・権能に関する条例等の議決事件及びこれらに関する請願・陳情の審査
- ② 本会議の日程・運営方法、議案・請願等の付託委員会の決定
- ③ 議会慣行の変更などに関する議長からの諮問事項

委員会構成は、9名で、委員は、会派ごとに、その所属議員4人つき一人の割合で選出されます。委員は、各会派の幹事長、副幹事長により構成され、自民党3名、公明党2名、共産党2名、市民クラブ1名、民主党1名の9名です。

委員長及び副委員長は、議長及び副議長会派の幹事長があたるものとされています。また、正副議長は、委員会の決定に基づきオブザーバーとして出席しています。

議会運営委員会の前に、理事会が開催されますが、理事会は、各会派の幹事長 5 名をもって構成されています。

理事会では、議会運営委員会で審査する内容を確認いたしますが、理事会での決定は、全会一致を原則としておりますが、一致しない場合は、その旨を議会運営委員会に報告し、議会運営委員会において表決を行なう場合があります。

議会運営委員会での決定につきましても、全会一致を原則としています。ただし、一致しない場合には、表決は行なわず、理事会の協議に委ねるものとしています。

具体的には、執行機関から送付された、議案の付託委員会を決定したり、請願・陳情の付託委員会の決定、本会議の運営方法や定例会の日程の決定を行っております。

また、より区民にわかりやすく、円滑な議会運営ができるよう各会派から諮問事項を募り、実施の可否等について議論しています。

諮問事項につきましては、各会派より本年度は、8 項目が挙げられ、議会運営委員会理事会にて協議の上、全会一致の原則に基づき、各定例会ごとに審議する諮問事項を協議しています。

8 つの諮問事項の内容につきましては、

- 1 請願・陳情付託除外基準の拡大について〔私人間の争いに関する陳情（民間紛争）〕を付託除外とする諮問事項
- 2 討論における時間制導入について
- 3 旅費規程の改定については、平成 28 年度から運用の見直しにより、各常任委員会での四国、北九州への視察も飛行機を利用できるようになったこと
- 4 予算・決算特別委員会開催時における会派要求資料の締切日の設定について
- 5 健康診断の実施について
- 6 特別会計の予算審査・決算調査特別委員会分科会については、必要な場合、別途日程を設けることができることとする諮問事項
- 7 議場及び委員会室等にノート P C ・タブレット端末等の持ち込みについての諮問

事項は、過日、議会運営委員会において、中野区議会に赴き、導入の経緯等を視察調査を実施

8 請願・陳情の情報公開の推進について

以上8項目になります。

次に、現在、議会運営委員会に付託されている陳情についてご説明いたします。

- ① 陳情第12号 陳情等の区議会HP上での公開および継続審査中の陳情等の名称の区議会だよりへの記載を求める陳情【継続審査】
- ② 陳情第33号 板橋区議会定例会開催日時・場所に関する陳情【第3回定例会で不採択】
- ③ 陳情第34号 板橋区議会議員の費用弁償(一律3,000円)の廃止を求める陳情【継続審査】
- ④ 陳情第35号 板橋区議会議員の政務活動費の収支報告書に加え、「会計帳簿」および「領収書その他の証拠書類」を板橋区のホームページで公開することを求める陳情【継続審査】
- ⑤ 陳情第36号 「区民との意見交換会」の開催を求める陳情【継続審査】

以上5件を審査いたしました。また、本報告会の開催日時、会場の決定や実施概要の最終確認等も本委員会で行っております。

企画総務委員会報告

委員長 田中やすのり

企画総務委員会について報告いたします。

まずはじめに企画総務委員会で審議している事項について説明したいと思います。企画総務委員会で審議している対象ですが、区役所の組織で見ると、政策経営部、総務部、危機管理室が所管する事務や施策が主なものとなります。またこの他に、監査委員事務局、選挙管理委員会、会計管理室が取り扱う重要な事務・事項や他の委員会に属さないことについても審議を広く行っています。委員会のイメージを分かりやすく抱い

でもらうために、政策経営部で取り扱っている事柄から区民のみなさまに身近なものをご紹介したいと思います。政策経営部では、区の全体的な総合計画づくり、行政評価によって区全体の組織の事務事業の改善指導、持続可能な板橋区のための予算策定、広報いたばしによる区の情報発信、公共施設の建て替えや適正配置、区民の利便性を向上するための ICT の活用などです。総務部に関しては、区民税についての計算と納入のお願い、公平公正な入札・契約の実施、区職員への研修などによる人材育成と評価、男女平等推進センターの運営、条例や規則の立案、そしてこれから本格的になるマイナンバーの情報の管理運用などです。危機管理室は、読んで字のごとく危機管理の視点から、震災や水害などの防災対策の充実や地域での防災力向上について取り組んでいます。また、年度の途中で組まれる補正予算についての審議は企画総務委員会で行うこととなっています。

次に平成 27 年第 3 回定例会での企画総務委員会の審議内容について概要を報告いたします。報告事項が 12 件、議案が 3 件、請願・陳情が 5 件と審議する案件数が多かったために、9 月 24 日、28 日と 2 日にわたり開催されました。本日は先ほど少し触れました補正予算、区から上程される議案、区民からの陳情の 3 つについて詳しく報告をしたいと存じます。

まず第一に、議案第 77 号「平成 27 年度東京都板橋区一般会計補正予算（第 3 号）」についてです。今回の補正予算は歳入歳出にそれぞれ 41 億 600 万円を追加し、予算全体の総額を 2,035 億 4,000 万円とする大型の補正予算と言えます。主な内容としては、保育所待機児童解消施策や小中学校の安心安全対策、また緊急性を有するものとして、板橋福祉事務所が入っている MS ビルの賃借料の改定や個人番号カード発行にかかる経費などとなっております。審議では MS ビルの賃借料が引き上げとなることに対して、その交渉経緯や賃借料の妥当性について工夫を求める意見も出されましたが、教育や保育施策が充実することや緊急性を有する内容であることから、全員異議なく、全会一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第二に、議案第 87 号「板橋区立しらさぎ児童館および母子生活支援施設改築工事 請負契約」について報告します。しらさぎ児童館は都営住宅の建替えに伴い新たに設置され、ここに母子生活支援施設を合築するものです。ちなみに母子生活支援施設とは、離婚等により生活や子どもの養育が困難となった、18 歳未満の子どもがいる母子家庭など、生活上の問題を抱えた母親と子どもが一緒に入所して生活できる施設で、生活の安定のための相談や援助を行いながら、自立を支援します。DVなどの被害者の一時保護も行っています。条件を付した一般競争入札に 3 つの共同企業体が参加し、坂下 2 丁目の丹勢・植草建設共同企業体が落札しました。区が工事代金として積算見積もりした予

定価格に対する落札率は91.03%の7億9,704万円で落札されました。意見としては、母子生活支援施設と児童館の合築に対する設計や配置への懸念も示されました。一方で区からは玄関などの配置について懸念を減らす配慮があることが示され、今後利用したい母子世帯が増加することも見込まれるため、全員異議なく、全会一致で可決すべきものと決定しました。

第三に、陳情16号「板橋区男女平等推進センターに関する陳情」、第17号「男女平等社会推進を保障する諸施設・機能の充実に関する陳情」第1項「政策推進の件」、第2項「諸施設・機能充実の件」、第3項「保育室付会議室存続の件」、第4項「保育室付会議室複数設置の件」について報告します。

この陳情は板橋福祉事務所がグリーンホールに移転することに伴い、男女平等推進センターの相談窓口と執務室が保健所に移り、団体交流室などはグリーンホール7階に移ることになります。また保育室付会議室は代替措置として会議室専用の保育スペースを設置します。このように機能がスペースとしては分離することによって、男女平等推進事業が後退するのではないかと懸念から出された陳情と認識しております。

陳情16号、陳情17号第1項、第2項、第3項については、センター機能として将来的に大きな役割を果たせるように発展してほしい、また公共施設の再編の中で積極的に整備をしてほしいという意見が出され、全員異議なく、全会一致で採択すべきものと決定しました。また、保育室付会議室の複数設置については、区だけが推進すればよいものではなく民間も含めて整備が必要であるなどの意見が出され、全会一致で継続審査となりました。

以上で、企画総務委員会の報告を終わります。

区民環境委員会報告

委員長 高橋正憲

区民環境委員会は、戸籍の管理や地域振興、文化・国際交流等を所管する区民文化部、産業振興、観光等を所管する産業経済部、環境、清掃リサイクル等を所管する資源環境部で構成されています。

第3回定例会では、当委員会に報告事項8件、議案21件、陳情10件(継続1件含む)

が付託されました。

報告 8 件については、

- ① 農業委員会報告について
 - ② 東京 23 区清掃一部事務組合議会会議結果について
 - ③ (公財) 板橋区産業振興公社の経営状況について
 - ④ (公財) 板橋区文化・国際交流財団の経営状況について
 - ⑤ (公財) 植村記念財団の経営状況について
 - ⑥ 板橋福祉事務所のグリーンホール移転に伴う会議室の変更の周知について
 - ⑦ 2016 板橋 city マラソン実施概要について
 - ⑧ 当委員会関係の補正予算概要について
- が報告されました。

議案第 79 号「東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例」、議案第 80 号「東京都板橋区印鑑条例の一部を改正する条例」は、マイナンバー制度導入に伴い、個人番号カードでサービスが受けられる様にする為に一部改正するもので、2 議案は全会一致で原案のとおり可決されました。

陳情 10 件（継続 1 件含む）について報告します。継続審査 1 件の陳情第 7 号「特別小口保険の[部分保証化]をやめ、100%保証の恒久化の意見書を政府に提出することを求める陳情」は、今後も 100%保証の方向性との話しもあり、全会一致で継続になりました。

新規 6 件の陳情については、地域センター施設改善や申し込み方法に関するものや、「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく個別整備計画で集会所の廃止計画等に対するものです。「マスタープラン」についてですが、板橋区には、490 の公共施設があります。公共施設の半数以上が築 30 年以上と言うことで、一斉に改築改修が予想されます。財政が大きく関わってくることが予想されるので、どのように改修改築をやっていくかと言うことで出されたプランです。当委員会では 71 ある集会所、2 つの集会室の改築・改修・廃止が出されており、廃止は 22 施設に及びます。総論は賛成でも各論にあると地域の方々から様々な問題が提起されています。熊野地域センターの「和室フローリング化の件」と「印刷機カラー化の件」については賛否が分かれたましたが、結果否決され、他の項目は継続になりました。

新規 3 件の陳情は、原発に頼らないクリーンなエネルギー対策を求める意見書の提出についてで、賛否が有りましたが否決されました。

以上で区民環境委員会報告を終わります。

健康福祉委員会報告

委員長 田中しゅんすけ

続きまして、健康福祉委員会の調査概要と、第3回定例会の委員会審査のご報告をさせていただきます。

先ず初めに、健康福祉委員会で取り扱う審査内容について、ご説明いたします。

健康福祉委員会が担当している分野は、区の組織で見ると健康生きがい部と、福祉部であり、おもに医療、介護、国民年金、社会保障制度に関係することを審査する委員会です。

さらには、関連する事業は多岐にわたり、例として、保健所を中心とした保健事業や、国民健康保険、健康管理支援事業、後期高齢者医療制度、高齢者事業、障がい者福祉事業や、その他の社会福祉事業を所管しています。

平成26年度の決算概要からみると、歳出合計が1,949億7,900万円に対して、福祉費が1,122億1,500万円と全体の57.5%を占めていますので、予算額・決算額ともに板橋区財政のなかでも、最も大きな規模になります。

それでは、9月24日に開会いたしました委員会につきまして、ご報告いたします。

はじめに、議案の審査についてご報告いたします。

議案第84号「東京都板橋区立特別養護老人ホームの指定管理者の指定について」

この議案は、前野町5丁目にある“特別養護老人ホームみどりの苑”と東坂下2丁目にある“特別養護老人ホームいずみの苑”の施設の管理を行う団体を選定することを審査する内容でしたが、応募申請団体が各苑ともに一団体であり、現在運営している法人でもありましたので、全員異議なく、全会一致をもちまして、可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情審査に移り、陳情第28号「難病患者にも都営交通無料乗車券の発行を求める意見書提出に関する陳情」

この陳情の要旨は、障がい者総合支援法が平成25年4月よりスタートし、障がい者のための福祉サービスの対象に、難病患者も含まれることになりました。難病患者の自立と社会参加を促進し、福祉の向上を図るため“都営交通の無料乗車券”を発行してもらえよう東京都に意見書を提出して欲しいという内容で、この陳情につきましては、全員異議なく、全会一致をもちまして採択のうえ、東京都あて、意見書を提出することに決定いたしました。

次に、陳情第 27 号「常盤台地域におけるレース鳩小屋の移動および撤去等を求める陳情」については、第 1 項に「鳩小屋撤去の件」。この項の要旨は、常盤台地域にあるレース鳩小屋の移動及び撤去を求めること、第 2 項に「生活環境保全の件」。この項の要旨は、動物の面だけでなく、生活環境に関する安全面など、区の権限に基づき対応を行なうよう、板橋区に求めるもの、第 3 項「関係機関による指導の件」。この項の要旨は、レース鳩をレースに参加させるためには、レース鳩協会の会員となる必要があり、一般社団法人日本レース鳩協会に、所属会員にしかるべき対応を行なうことを板橋区が求めることと、レース鳩協会の監督官庁である、総務省に対してもレース鳩協会が適切に対応するよう、板橋区が要望することを求める内容の、3 項目に分かれていました。第 1 項「鳩小屋の撤去の件」につきましては、全員異議なく、全会一致をもちまして、継続審査と決定いたしました。また、第 2 項「生活環境保全の件」、第 3 項「関係機関による指導の件」につきましては、この 2 項目を“採択との意見”と、“継続して審査”すべきとの発言があり、はじめに継続審査について諮ったところ、可否同数となり、審査を継続することとなりました。

さらに、審査を継続することとなりました陳情については、板橋区議会議長あてに、継続審査の申し出を行うことに、全会一致をもちまして決定し、改めて陳情を審査することとなりました。

以上で、健康福祉委員会の調査概要と、第 3 回定例会の委員会審査の報告を終わります。

都市建設委員会報告

委員長 大田ひろし

はじめに都市建設委員会で審議する所管としましては、区民生活に直結する事業を行っている都市整備部と土木部が対象となります。

都市整備部においては、都市計画、景観計画、コミュニティバス、建築物の耐震化、建築確認並びに指導、空き家を含む老朽建築物等対策計画、高齢者住宅、区営・区民住宅の管理運営、市街地再開発、高島平のグランドデザインの実現などに関すること。

土木部においては、道路・橋梁・河川等の管理や工事、自転車駐車場の管理運営、放置自転車の撤去、土木事業の調査・計画策定、街灯やカーブミラーの設置・管理、公園や街路樹の維持管理に関することなどについて審議しています。

つぎに、第3回定例会での都市建設委員会の審議について概要を報告いたします。

区執行部からの報告事項として3件の報告がありました。1件目は「エイトライナー促進協議会の実施結果について」です。赤羽から田園調布そして羽田を結ぶ環8沿いの地下高速鉄道を求めるエイトライナー促進協議会が平成6年板橋区を含む6区で設立され今日にいたっています。平成12年には、国土交通大臣の諮問機関である運輸政策審議会において、このエイトライナーと環7高速鉄道メトロセブンをあわせた葛西臨海公園から赤羽、そして田園調布から羽田までを視野にいたした「仮称・区部周辺環状公共交通を今後の整備について検討すべき路線である」と答申されました。今年度新たな次の答申が出される予定です。これまでの活動や調査をとおして、首都直下型地震の被害想定、高齢化の進展と利便性の向上、区部中心部の混雑解消、観光立国や環境負荷の軽減の視点からその必要性や課題について報告がありました。それに対して各委員から優先着工区間、1兆円というコスト、実現可能性、1日の想定利用者、東上線と三田線の連結、促進協議会の要請活動の状況などについて質疑がありました。

2件目は、「板橋区老朽建築物等対策計画の策定について」です。今年、空き家特措法が施行され、それに基づき板橋区老朽建築物等対策計画を策定するため、計画に盛り込むべき内容の説明がされました。また専門家等で構成される協議会を設置し、平成28年4月の運用を目指すこと。さらに平成25年度26年度の2年間かけて行った区内の老朽建築物等の実態調査の報告をいただきました。それに対し各委員から、空き家活用事業とNPO・ボランティア等とのネットワーク、啓発活動や相談体制、固定資産税、国の財政支援、代執行制度と除却、無接道の敷地と活用、ゴミ屋敷との関係などについて質疑がありました。

3件目は、「都市建設委員会関係補正予算概要について」です。公園等造成改修経費として赤塚4丁目緑地の改修工事の工法の変更に伴い、2億7301万7000円の予算を補正で3177万7000円減額するという報告がありました。赤塚4丁目緑地は大半が斜面地の緑地で、補強の土木工事として、擁壁工事の工法が変更されたものです。特段の質疑はありませんでした。

また都市建設委員会には請願・陳情ともありませんでした。

以上で都市建設委員会の報告を終わります。

文教児童委員会報告

委員長 かいべとも子

ただいまから文教児童委員会についてご報告いたします。

文教児童委員会が所管していますのは、子ども家庭部と教育委員会です。子ども家庭部では、児童館や子どもの医療費など、子ども政策や保育園やスマート保育などの保育政策、また子どもと家庭を支援する事業を行っています。教育委員会では、文字通り板橋区の教育事業を扱っています。区立幼稚園、小学校、中学校の運営をはじめとして、設備、給食、指導内容、そして学校の配置、放課後対策や地域連携など全範囲にわたっております。また学校以外では、生涯学習や図書館についても教育委員会が扱っています。

それでは始めに9月25日および28日に開催されました委員会についてご報告します。

25日の所管事項の5件の報告内容は、

- ① 平成27年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の結果について
 - ② 板橋区立しらさぎ児童館及び母子生活支援施設の改築について
 - ③ 地域型保育事業における事業所内保育所の開設について
 - ④ 教育委員会の動きについて
 - ⑤ 文教児童委員会関係補正予算概要について
- 報告がありました。

議案については、

議案第81号「東京都板橋区立保育所条例の一部を改正する条例」につきましては、しらさぎ保育園が廃止をされるもので、区の保育園民営化方針により、都営住宅建て替えに伴い区立保育園を民間に移行するためのものです。意見として、「本条例により、保育定員の拡大、保育時間の延長が可能となり、保育サービスの充実が図られる」として賛成の意見と「安定した保育のため、区立・私立保育園が共存し、お互いの保育水準を高めていくという視点から区立保育園数を減らすべきではない」として反対の意見があり、表決の結果、賛成多数をもちまして原案のとおり可決いたしました。

次に議案第82号「東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、これまで家庭的保育事業等において、

正看護師さんを保育士と見なすとされてきましたが、今回の改正で准看護師さんも保育士とみなすことができるようにするというものです。「保育士とみなすことのできる基準に、准看護師を加えることは、専門知識を活かして保育に携わることができ、雇用の幅も広がる」として賛成の意見と「准看護師は、保育士よりも全国的に給与が高く、給与加算がされない保育所勤務を選択することは考えにくく、保育士不足という本来の問題点を解消することにはつながらない」として反対の意見があり表決の結果、賛成多数をもちまして、原案のとおり可決いたしました。

次に議案第 8 3 号「東京都板橋区立学校施設開放条例」につきましては、この条例は、学校の施設を開放する条例について全面的な改正です。「使用目的の明確化、公平性の確保、登録団体増加による使用日調整、施設維持管理費の増大に伴う受益者負担の適正化に取り組む本条例に賛意を表す」として、原案に賛成との意見と「多世代交流等の地域活動を支援するという目的であるにも関わらず、新たに利用料を徴収することや、利用料の免除対象を縮小した本条例には賛成できない」として原案に反対との意見がありました。表決の結果、賛成多数をもちまして、原案のとおり可決いたしました。

次に議案第 8 5 号「東京都板橋区立児童館条例の一部を改正する条例」につきましては、「在宅子育て支援のための相談機能の拡充は、支援を必要としている方へ手を伸ばすきっかけとなる」として、原案に賛成の意見と「多世代の子どもたちの居場所を確保することは自治体の責務であり、小学生の利用を制限する本条例には賛成できない」として原案に反対との意見がありました。表決の結果、賛成多数をもちまして、原案のとおり可決いたしました。

次に議案第 8 6 号「東京都板橋区あいキッズ条例の一部を改正する条例」につきましては、全員異議なく、全会一致をもちまして原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に一括して審査いたしました、陳情第 2 9 号「公共施設等の整備に関するマスタープランに基づく個別整備計画についての陳情(大原児童館の件)」及び陳情第 3 0 号「中丸児童遊園内集会所、幸町集会所、みなみ児童館の廃止計画等についての陳情 みなみ児童館の件」につきましては、「子供の人口減少に伴い、児童館数が見直されることは理解できる」として不採択との意見と、なお継続して審査すべきとの発言があり、初めに継続審査について諮ったところ、賛成少数で否決されました。

改めて継続審査を主張した委員に意見を求めたところ、「在宅子育て支援について、十分な議論がされておらず、児童館数を減らすことは、移動距離が増えるなど、利用者の負担となるため、存続させるべきである」として採択の意見があり、表決の結果、賛

成少数をもちまして、不採択といたしました。

次に陳情第31号「板橋第九小学校にかかわる過少規模化への対応に関する陳情」及び陳情第32号「公共施設等の整備に関するマスタープランに基づく個別整備計画についての陳情 中央図書館の件」につきましては、全員異議なく、全会一致をもちまして継続審査とすることに決定いたしました。

次に調査事件につきましては、全会一致をもちまして、別途議長あて、継続審査の申し出を行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、文教児童委員会の報告を終わります。

別紙2

第2回板橋区議会報告会 アンケート集計結果

平成 27 年度第 2 回議会報告会アンケート集計結果について

アンケート協力者合計 57 名

Q1 住所

<u>区内</u>	<u>(51名) 89.5%</u>	<u>区外</u>	<u>(5名) 8.8%</u>	<u>不明</u>	<u>(1名)</u>
徳丸	4				
仲宿	4				
中台	4				
赤塚	3				
志村坂下	3				
蓮根	3				
栄町	3				
板橋	2				
赤塚新町	2				
加賀	2				
高島平	2				
前野	2				
小豆沢	2				
大和	1				
大山	1				
大谷口北	1				
南常盤台	1				
若木	1				
大谷口上町	1				
三園	1				
常盤台	1				
幸町	1				
小茂根	1				
泉町	1				
熊野町	1				
不明	3				

Q2 性別

<u>男</u>	<u>(46名) 80.7%</u>	<u>女</u>	<u>(11名) 19.3%</u>
----------	--------------------	----------	--------------------

Q3 年齢

10代	(1名)	1.8%
20代	(3名)	5.5%
30代	(3名)	5.5%
40代	(10名)	18.2%
50代	(8名)	14.5%
60代	(19名)	34.5%
70代	(10名)	18.2%
80代以降	(1名)	1.8%

Q4 議会報告会への参加のきっかけ（該当するもの全てに○印）

① 区議会だより	(26)	30.6%
② ポスター（町会掲示板）	(25)	29.4%
③ 広報いたばし	(12)	14.1%
④ 区議会公式HP・ツイッター	(5)	5.9%
⑤ 議員	(5)	5.9%
⑥ 知人	(11)	12.9%
⑦ その他（チラシ）	(1)	1.2%

Q5 「決算調査特別委員会報告の内容」について

① 分かりやすかった	(25名)	51.0%
② どちらともいえない	(17名)	34.7%
③ 分かりにくかった	(7名)	14.3%

Q6 「常任委員会報告の内容」について

① 分かりやすかった	(8名)	15.4%
② どちらともいえない	(26名)	50.0%
③ 分かりにくかった	(18名)	34.6%

Q7 所要時間について

① 長かった	(2名)	4.1%
② ちょうど良かった	(37名)	75.5%
③ 短かった	(10名)	20.4%

Q8 議会報告会全体の評価について

- ① 評価する (34名) 64.2%
- ② どちらともいえない (16名) 30.2%
- ③ 評価しない (3名) 5.6%

Q9 議会報告会へのご意見やご要望、また感想などありましたら、ご記入ください。

●・2番目の方の「質疑」(小学校の統廃合の件)に関して整理をしてほしい。
 ・参加者からの意見は速やかに回答を。意見を伺うだけでは何の前進もみえない。
 ・(常任委員会の内容について)典型的、代表的、あるいは長時間審議した議案や案件を重点的に報告することも一考。(60代男性)

●・椅子を詰め過ぎている。隙間を開けた方が良い。
 ・報告がどこを話しているのかページがわかりにくいので、はっきり言ってください。
 ・老人いこいの家の風呂の廃止は困ります。風呂屋さんがなくなる中で遠くまで行くのは高齢者にとって大変なことです。また、風呂屋さんそのものも存続できるようにしたらどうでしょう。子どもにとっても住民にとっても施設減らしはやめてほしい。高齢化に向かって、金を残すことばかり考えずに、本当の住み良い、おもてなしの豊かな区にしてください。年金は下がり、介護保険や国保料は増え、そのうえ消費税とか上がり全く暮らせない。診察すれば金、薬もまた金、保険料も高い。区は金が余っている。おかしいですね。傍聴に行つて、皆様の意見を伺いたくなりました。(60代女性)

●今後も継続してください。よろしくお願いします。(50代男性)

●各委員会の主要な審議・議題を概括的な形で聞き、論点を知るに至ったため、本日開催された報告会を手がかりに、区議会議事録の内容を紐解くことができるように思います。本日はこのような機会を設けていただき誠にありがとうございました。(20代男性)

●・「区議会だより」以外に報告の内容がわかるような資料を出していただくことにより理解がしやすい。
 ・子どもの貧困が大きな社会問題になっていますが、児童館の縮小・利用制限・統廃合は、より児童の居場所がなくなり、社会の要望対策に逆行してい

- る。公平な教育の機会や貧困対策を積極的にやってほしい。
- ・ 学童保育の廃止で「あいキッズ」に移行しているが、これから特に日が短くなり、暗い中不安が大きい。安全対策を強化してほしい。(60代女性)
- ・ 国民健康保険の会計は黒字だとのこと。それなのに、何故国民健康保険料が年々高く上がっているのか納得できない。保険料の支払いが困難な区民が多い。引き下げの努力を切望します。
 - ・ 委員会の報告をただ一方的に聞く形では、わかりにくかった。難しい用語も多くあった。報告の文章を付けてくれると良いと思った。決算調査特別委員会の報告については、区議会だよりを見ながらの報告だったので、非常にわかりやすかった。(60代女性)
- 前回の内容を、会場内で見られるようにしてあると良いのでは。(40代男性)
- ・ 18万円から13万円と減額する政務活動費については継続審議と受け止めて良いのか。
 - ・ 政務活動費の交通費では、電車代、ガソリン代は義務付ける自治体が大半。ただし新幹線代、航空機代は義務付ける必要なし。(領収証のことかも)
 - ・ 行政視察で飲食費の領収書を添付するところとないところあり。板橋区では交通費、行政視察の費用に置ける領収書は、どのような線引きがなされているのか。昨年大問題になった不透明な政治活動費の用途をめぐり、区議会ではどのような取り組みがなされているのか。(20代男性)
- 今後もこのような報告会を長年に渡って行ってほしい。前回と同様であったが、議会の質問に対して、回答が全くなされていない。何らかの形で回答すべきである。(60代男性)
- 特定補助26号線計画は無理無駄な計画です。大山ハッピーロードは全国的に有名で、板橋の誇りとして守っていただきたい。(70代男性)
- 報告(特に常任委員会)の際に、資料がないためイメージしづらかった。(30代男性)
- ・ 紙ベースの資料がもっとあればと思う。
 - ・ 議員の方が運営しているのが良い。(40代男性)

- ・区議会は区行政の執行状況をチェックする役割がある。
・陳情請願といった格式張った方法の他に一区民の声を議員の方が聞いたら、その実態をよく調査して区政・行政に問いただし、問題があれば議会内で協議し、行政改革を図っていただきたい。 (70代男性)
- 報告に関する資料があると良かった。 (50代男性)
- また、十分時間をとって開いていただきたい。 (60代男性)
- 質問に対して、できるだけ答える姿勢を見せてもらいたかった。住みやすい町にできるように、区民と協力できることを、一区民として願っています。報告会は続けてもらえるとありがたいです。 (10代男性)
- 来年5月に期待しますが、区政全体の状況と問題点を明らかにして、将来設計を聞きたいです。 (70代男性)
- 今後も続けていってください。 (40代男性)
- ・板橋4丁目の方の意見同様、ポイント項目だけでもわかるようにしてほしい。
・交通費を出して、送り迎えの車を出しているのは、とても理解できない。 (60代女性)
- せっかく開いてもらっても、たった1時間40分で終わり。何を目的にしているのか疑問に思いました。特に議長の車で送迎。プラス3000円、おかしいと思わないのか、という質問に、率直な意見は言えるのではないのでしょうか。膨大な報告量に対して、質疑の時間が保障されない報告会は残念です。区民の声を聞くための議員であり、行政ではなく議員主催の報告会なので、次回はある方を考えて、開催してほしいと思います。報告会と同時に、意見交換会も実現させてほしい。 (50代女性)
- ・お話の中でも出ていましたが、継続してこのような取り組みをされていることは、本当に素晴らしいと思います。
・個別の施策の可否についての質問は、受けなくても良いのではと思いました。議論のプロセスを聞くのは、対応しても良いと思いますが、せっかくの機会を勘違いしているような質問が出てしまうのが残念でした。ぜひ今後も継続して

いただければと思います。

(40代男性)

● ・最後の質疑応答が一番面白かった。次回も来られたら来たいが、反論していた大人たちが指名されなかったら・・・。

・ユーストリームやニコ生等のネットでも中継してもらいたい。(後日見返したいから。ひょっとしたら、もうやっていたか?) (30代男性)

● どういう方が議会を運営されているかわかりました。一番前で拝見しました。勉強になりました。7番目に質問された方の「声」が印象的です。キレちゃいけません。冷静に。(60代男性)

● 区民が参加しやすい報告会にしてください。(50代男性)

● ・報告内容は具体的にしてほしい。例えば賛否内容を具体的に示してほしい。今後の課題を示してほしい。

・あまりにも区側提案のとおりが多すぎる。区民の意見を区議会が吸い上げているのか。(70代男性)

● 常任委員会の報告は、発言要旨のメモがほしい。(60代男性)

● 毎年続けるようにしてください。(60代男性)

● 第1小学校の統廃合は以前から聞いていましたが、最近大きなマンションが建設されて、子どもが増加したのではないのでしょうか。(60代女性)

● ぜひ継続をお願いします。(50代男性)

● 参加時間が遅く、報告聞けずすいません。発言者の回答などきちんとしてほしかった。(質問・意見問わずに)(60代女性)

● 議員の皆様のご尽力に感謝します。いつもありがとうございます。(50代男性)

● 交通費の件で継続審議との答弁でしたが、どの議員が賛成で、どの議員が反対しているか、区議会だよりで明確にすべきだと思うが・・・(70代男性)

- 資料配布されたのですが、どこを見て読まれているか、せめてページ数等読み上げていただければわかりやすかったと思います。議会に携わっていない人へも理解しやすいように目指してください。なお可決の経緯、賛否の数を明確に残すべき。なるべく難問以外は即答をお願いします。(70代女性)
- 継続審査が多すぎる。(40代男性)
- 昨年は議案、請願、陳情の一覧表があり、審議内容がよくわかった。次回は資料を添付してほしい。(60代女性)
- 予備知識なく参加したので全くまにあいません。(80代男性)
- 交通費3000円もらって、議長、副議長は車の送り迎えがある。なぜなのか説明してほしいということがあったが、私も理解不能である。(60代男性)
- ・質問・意見に出された内容ひとつひとつ回答してほしい。
 ・ 陳情内容を区民が考えた内容で受け付けてくれないこと、改善してほしい。
 ・ 議会が区民にわかるようにしてほしい。
 ・ 416億円の区民の税金を還元してほしい。国保、介護保険料を値下げしてほしい。(60代男性)
- ・決算の区議会だよりの表に「合計」「前年度比」「収支」「収支の経年変化」を加えてください。説明がわかりやすく。
 ・ 常任委員会の主な業務、審査内容に記されていることは省略化。
 ・ 次年度も継続してください。意見交換・住民の陳情主旨説明の機会を。(60代男性)
- 質問に対する回答がない。改善を。(60代男性)
- 各常任委員会の報告内容の概要も配って欲しかった。質疑が報告した内容に限るなら、概要でもない。(20代男性)